

生活困窮者自立支援事業 多久市生活自立支援センターだより すてっぴ

第15号（2018年3月発行）

多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）からのお知らせです。
当センターでは、生活困窮者自立支援事業の業務に関する情報提供等を行い、定期的に広報誌【すてっぴ】を発行しています。
この広報誌を通じ、当センターの事業への理解や周知につながれば幸いです。

「住居確保給付金」について

「住居確保給付金とは」

離職者であって、就労能力及び就労意欲がある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、当センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

◆ 支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します
（単身）2.9万円（2人世帯）3.5万円（3人以上世帯）3.8万円

◆ 支給期間：3か月間

※一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能

◆ 支給方法：大家などへ代理納付



支給の要件

住居確保給付金を受給するには、いくつか要件があります。

例えば

- ① 申請日において、65歳未満であり、かつ、離職等の日から2年以内の者。
- ② ハローワークに求職の申込みを行い、誠実、熱心に就職活動を行うこと。
- ③ 世帯に属する者の収入合計額（手当・仕送り等含む）及び同居親族（子どもの預貯金も含む）の預貯金の合計額が基準額以下であること…などが挙げられます。

※一定の要件がある為、すべての方が受けられるわけではありません※

詳細につきましては、当センターへお問い合わせください。また、センター相談員が自宅訪問も実施しておりますので、お気軽にご相談ください。



多久市生活自立支援センター（多久市社会福祉協議会）
【TEL】0952-75-3593 【FAX】0952-75-6590
【相談時間】平日 8:30~17:00 ※休み…土・日・祝・年末年始
北島（主任相談支援員）・陣内（自立相談支援員）・小野原（家計相談支援員）

文責：小野原（家計相談支援員）